平成	19 🕏	₹3£	∄ 3C	日	金曜日	3	官	į	報			(号外算	第67	7号)			48
2																	
以下この頁こおいて司じって、それぞれ司表の下闌こ場上欄に掲げる特殊教科特別免許状、改正法附則第六条第一改正法の施行の際現に旧免許法施行規則第六十五条の	学校自立活動教諭の一種免許状言語障害教育の自立活動についての養護	護学校自立活動教諭の一種免許状肢体不自由教育の自立活動についての養	校自立活動教諭の一種免許状聴覚障害教育の自立活動についての聾学	校自立活動教諭の一種免許状視覚障害教育の自立活動についての盲学	教諭の臨時免許状被服の教科についての聾学校特殊教科助	諭の二種免許状 被服の教科についての聾学校特殊教科教	諭の一種免許状 被服の教科についての聾学校特殊教科教	教諭の臨時免許状工芸の教科についての聾学校特殊教科助工芸の教科についての聾学校特殊教科助	諭の二種免許状 工芸の教科についての聾学校特殊教科教	諭の一種免許状 工芸の教科についての聾学校特殊教科教	教諭の臨時免許状美術の教科についての聾学校特殊教科助	諭の二種免許状 美術の教科についての聾学校特殊教科教	諭の一種免許状 美術の教科についての聾学校特殊教科教	教諭の臨時免許状理容の教科についての聾学校特殊教科助	諭の二種免許状 理容の教科についての聾学校特殊教科教	諭の一種免許状 理容の教科についての聾学校特殊教科教	教諭の臨時免許状音楽の教科についての盲学校特殊教科助
以下二の頁こおハて司じ。」よ、それぞれ司長の下闌こ曷ずる斫免許去砤亍現則第六十五条の五の甲上欄に掲げる特殊教科特別免許状(改正法附則第六条第二項に規定する特殊教科特別免許状をいう改正法の施行の際現に旧免許法施行規則第六十五条の五の規定に基づき授与されている次の表の	立活動教諭の一種免許状言語障害教育の自立活動についての特別支援学校自	自立活動教諭の一種免許状肢体不自由教育の自立活動についての特別支援学校	立活動教諭の一種免許状聴覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自	立活動教諭の一種免許状視覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自	の臨時免許状被服の教科についての特別支援学校自立教科助教諭	二種免許状被服の教科についての特別支援学校自立教科教諭の	一種免許状被服の教科についての特別支援学校自立教科教諭の	の臨時免許状工芸の教科についての特別支援学校自立教科助教諭工芸の教科についての特別支援学校自立教科助教諭	二種免許状工芸の教科についての特別支援学校自立教科教諭の工芸の教科についての特別支援学校自立教科教諭の	一種免許状 工芸の教科についての特別支援学校自立教科教諭の	の臨時免許状美術の教科についての特別支援学校自立教科助教諭	二種免許状美術の教科についての特別支援学校自立教科教諭の	<b> 種免許状</b> 美術の教科についての特別支援学校自立教科教諭の	の臨時免許状理容の教科についての特別支援学校自立教科助教諭	二種免許状理容の教科についての特別支援学校自立教科教諭の	一種免許状理容の教科についての特別支援学校自立教科教諭の	の臨時免許状音楽の教科についての特別支援学校自立教科助教諭

特殊教科特別免許状	自立教科等特別免許状
諭の特別免許状理療の教科についての盲学校特殊教科教	特別免許状理療の教科についての特別支援学校自立教科教諭の
科教諭の特別免許状理学療法の教科についての盲学校特殊教	諭の特別免許状理学療法の教科についての特別支援学校自立教科教
諭の特別免許状音楽の教科についての盲学校特殊教科教	特別免許状音楽の教科についての特別支援学校自立教科教諭の
諭の特別免許状 理容の教科についての聾学校特殊教科教	特別免許状理容の教科についての特別支援学校自立教科教諭の
諭の特別免許状 美術の教科についての聾学校特殊教科教	特別免許状美術の教科についての特別支援学校自立教科教諭の
諭の特別免許状 工芸の教科についての聾学校特殊教科教	特別免許状工芸の教科についての特別支援学校自立教科教諭の
諭の特別免許状 被服の教科についての聾学校特殊教科教	特別免許状被服の教科についての特別支援学校自立教科教諭の
校自立活動教諭の特別免許状視覚障害教育の自立活動についての盲学	立活動教諭の特別免許状視覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自
校自立活動教諭の特別免許状聴覚障害教育の自立活動についての聾学	立活動教諭の特別免許状聴覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自
護学校自立活動教諭の特別免許状肢体不自由教育の自立活動についての養	自立活動教諭の特別免許状 肢体不自由教育の自立活動についての特別支援学校
学校自立活動教諭の特別免許状言語障害教育の自立活動についての養護	立活動教諭の特別免許状言語障害教育の自立活動についての特別支援学校自

一 盲学校 特別支援学校において視覚障害者に関する教育の領域を担任する教員にする実務証明責任者と同様とする(第五項、第九項及び第十二項の場合においても同様とする。)の定する実務証明責任者と同様とする(第五項、第九項及び第十二項の場合においても同様とする。)のである教員として在職した年数に通算することができる。この場合において、同欄に規定する実務に関する対して在職した年数に通算することができる。この場合において、同欄に規定する実務に関するでは、当該各号における同意の第三欄に定める最低在職年数の算定については、次の各号)をいう。以下同じ。)別表第七の規定により同表の第三欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の号)をいう。以下同じ。)別表第七の規定により同表の第三欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の者が新免許法(改正法第二条の規定により同項に規定する新免許状の授与を受けたものとみなされる改正法附則第五条第一項の規定により同項に規定する新免許状の授与を受けたものとみなされる

3

- こ 豪蒦学交 寺川を爰学交こう)と口り章脣斉、支本下ヨ白斉及び舞母斉、身本記号一 聾学校 特別支援学校において聴覚障害者に関する教育の領域を担任する教員
- に関する教育の領域を担任する教員 | 一、「関する教育の領域を担任する教員」 | 養護学校 | 特別支援学校において知的障害者、肢体不自由者及び病弱者 (身体虚弱者を含む。)

前項の規定は、改正法附則第二十条第三項において改正法附則第八条第一項の規定を準用する場

る各部において教員等として在職した年数に通算することができる。 算定については、旧盲学校等の各部において教員等として在職した年数を、特別支援学校の相当す支援学校の各部の教員又は職員(以下この項において「教員等」という。)としての最低在職年数の新免許法別表第三、別表第八及び附則第九項の表の第三欄並びに別表第五の第二欄に定める特別合について準用する。